

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成27年11月1日号）

【今号の内容】

- 女性活躍推進法等説明会
- 雇用管理改善セミナー
- 派遣社員として働く人のための派遣労働者セミナー
- 地域の特性を生かしたワーク・ライフ・バランス推進セミナー
- 過労死等防止啓発月間
- 過重労働解消キャンペーン
- 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表します
- 妊活応援セミナーを開催します
- 事業主・管理職向け「妊娠・出産を目指す従業員のために・・・妊活の悩み理解のポイント」をまとめました
- イクメン企業アワード2015 受賞企業の取組事例
- こころほっとラインが開設されました
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 労働契約法に基づく「無期転換ルール」への対応について
- 労働者派遣制度の見直しに係る特別相談窓口

女性活躍推進法等説明会

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定されました。

栃木労働局では、女性活躍推進法等説明会を開催し、平成28年4月1日に向け、各企業において取り組むべき内容等について御説明します。

- 1 日時 平成27年11月24日(火) 13:30～15:35
- 2 場所 とちぎ福祉プラザ
(宇都宮市若草1丁目10番6号)
- 3 内容
 - (1) 女性活躍推進法
 - (2) 労働契約法の無期転換ルール等
 - (3) 改正労働者派遣法・若年雇用促進法等
- 4 定員 250名
- 5 申込締切 平成27年11月13日(金)

申込方法等の詳細は、こちら(↓)を御覧ください。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/event/kinto/joseikatuyaku.pdf>

雇用管理改善セミナー

栃木労働局では、助成金を活用した雇用管理改善や雇用管理上の留意点を内容としたセミナーを実施いたします。

- 1 日時 平成27年11月27日(金)14:00～16:30
- 2 場所 男女共同参画センター(パルティ)
(宇都宮市野沢町4-1)
- 3 対象 栃木県内の事業所の方
(経営者、人事・労務担当者)
- 4 定員 200名
- 5 申込締切 平成27年11月13日(金)

申込方法等の詳細は、こちら(↓)を御覧ください。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/event/taisaku/1127seminar.pdf>

派遣社員として働く人のための派遣労働者セミナー

栃木労働局では、労働者派遣法、労働関係法令のポイントの説明及び派遣労働に関する個別相談会を内容としたセミナーを実施いたします。

- 1 日時 平成27年12月3日(木)13:30～15:00
- 2 場所 栃木労働局 5階大会議室
(宇都宮市明保野町1-4)
- 3 対象 現在、派遣労働者として働いている方、派遣労働の制度を知りたい方 など
- 4 定員 40名

申込方法等の詳細は、こちら(↓)を御覧ください。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/event/antei/20151015hakenroudousyaseminar.pdf>

地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランス推進セミナー

働きやすい環境づくりのためには、地域における特性に着目し、地域のイベントなどに合わせて休暇取得促進や所定外労働の削減を図るなど、地域が一体となって、働き方・休み方の見直しに向けて取り組むことも重要です。

本セミナーでは、学識経験者による基調講演、先進的な取組事例の発表・紹介を通じて、地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランスの推進のために参考となる情報を提供いたします。

- 1 日時 平成27年11月11日(水)13:30～16:00
(開場 12:50)
- 2 場所 A P 東京 八重洲通り
(東京都中央区京橋1丁目10番7号)
- 3 対象 事業主、企業の人事労務担当者、労使団体の担当者など、地域での取組に関心のある方
- 4 定員 100名
- 5 申込締切 平成27年11月6日(金)

申込方法等の詳細は、こちら(↓)を御覧ください。

<https://www.jmar-form.jp/wlb.html>

過労死等防止啓発月間

11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死と

その防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000101654.html>

過重労働相談解消キャンペーン

厚生労働省では、過重労働などの撲滅に向けた取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

このキャンペーンは、「過労死等防止啓発月間」の一環として昨年からはじめたもので、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や、過重労働に関する全国一斉の無料電話相談といった取組を行います。

1 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

2 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

(1) 実施日時：平成27年11月7日(土) 9:00～17:00

(2) フリーダイヤル

：0120(794)713

(なくしましょう 長い残業)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000097430.html>

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表します

厚生労働省は、このたび、平成27年4月から6月までに2,362事業場に対して実施した、長時間労働が疑われる事業場に対する労働基準監督署による監督指導の実施結果を取りまとめました。

この結果、約63%に当たる1,479事業場で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。

これらの事業場に対しては、是正・改善状況の確認を行い、是正が認められない場合は書類送検も視野に入れて対応するなど、引き続き、長時間労働の削減に向けた積極的な対応を行っていきます。

<主な違反内容>

- 1 違法な時間外労働があったもの
1,479 事業場 (62.6%)
- 2 賃金不払残業があったもの 252 事業場 (10.7%)
- 3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの
406 事業場 (17.2%)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000098487.html>

妊活応援セミナーを開催します

県子ども政策課では、企業において、従業員の衛生管理や福利厚生を担当する方に向けて、不妊治療の現状や、仕事と不妊治療の両立に関するセミナーを開催いたします。

- 1 日時 平成27年11月26日（木）14時～16時
(13時半～受付)
- 2 場所 県庁本館6階 大会議室1
- 3 定員 80名（先着順：11月12日締切）
- 4 講師 中央クリニック 本山光博院長
NPO法人F i n e 中辻尚子公認ピア・カウンセラー ほか

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/kouhou/ninkatukigyou.html>

事業主・管理職向け「妊娠・出産を目指す従業員のために・・・妊活の悩み理解のポイント」をまとめました

県子ども政策課では、加齢で妊娠しにくくなることや不妊治療への助成件数が増加しているという実態の

ほか、治療においては仕事との両立や周囲との関係に悩んでいる方も多いということ等について、体験談を入れながら、現状を正しく理解するためのポイントをまとめました。

従業員の職場におけるよりよい環境づくりを進めるためにも、是非御一読ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/kouhou/ninkatukigyou2.html>

イクメン企業アワード2015 受賞企業の取組事例

厚生労働省では、このほど、「イクメン企業アワード2015」の受賞企業などを決定しました。

「イクメン企業アワード」は、男性の仕事と育児の両立を積極的に促進し、業務改善を図る企業を表彰するものです。

残念ながら、栃木県からの受賞はありませんでしたが、受賞企業におけるイクメンの取組事例を参考に、働きながら安心して子どもを産み育てることができる労働環境の整備を推進してみたいかがでしょうか。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000098912.html>

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11903000-Koyoukintoujidoukateikyouku-Shokugyoukateiryouritsuka/0000099044.pdf>

「こころほっとライン」が開設されました

厚生労働省では、9月1日に、働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談窓口「こころほっとライン」を開設しました。

- 1 専用ダイヤル
0120-565-455（通話料無料）
- 2 受付日時
月・火/17:00～22:00、土・日/10:00～16:00
（祝日、年末年始を除く）
- 3 相談例
 - (1) 働く人のメンタルヘルス不調
 - (2) ストレスチェック制度

(3) 過重労働による健康障害

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000095839.html>

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

これにより、平成28年4月1日から、労働者 301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなります。

300人以下の事業主の皆様は、努力義務となっています。

<ステップ1>

自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行ってください。

<ステップ2>

行動計画の策定、届出、社内通知、公表を行ってください。

<ステップ3>

自社の女性の活躍に関する情報を公表してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

労働契約法に基づく「無期転換ルール」への対応について

・ 無期転換制度の導入事例について

厚生労働省では、正社員化を含め無期転換制度の導入を予定している企業に参考としていただくため、平成30年4月に先立って、正社員化を含めた有期契約労働者の無期労働契約への転換に取り組んでいる企業（9社：取組事例の紹介にご協力をいただいた企業）の導入事例を公表いたします。

・無期転換ルールの特例

専門的知識等をもつ有期雇用労働者や定年後引き続いて雇用される有期雇用労働者の能力の有効な発揮と、活力ある社会の実現を目指す観点から、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（有期雇用特別措置法）が、平成27年4月1日から施行されました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000099928.html>

労働者派遣制度の見直しに係る特別相談窓口

栃木労働局では、労働者派遣制度の見直しに関する全般的な相談に応じるため、「栃木労働局労働者派遣制度の見直しの特別相談窓口」を設置しています。

派遣元事業主の方や、いわゆる26業務の派遣で働く方々からの御相談に応じます。

- 1 電話番号
028-610-3556（栃木労働局需給調整事業室）
- 2 受付日時
平日/8:30～17:15
（祝日、年末年始を除く）

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/topics/antei/20151009hakenkaiseri-fu.pdf>

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225

